

地域コミュニケーション実習に関する覚書

弘前市（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学医学部保健学科（以下「乙」という。）は、地域コミュニケーション実習（以下「実習」という。）を相互に協力して実施するにあたり、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本実習は、「弘前市と弘前大学の連携に関する協定書」（平成18年9月19日締結）に基づいて実施するものであり、甲は、乙の看護学専攻に在籍する学生（以下「実習生」という。）を、職業能力の向上及び市政に対する理解の醸成を目的として、受け入れるものとする。

（協力事項）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、保健医療の基盤となるコミュニケーション技法を習得する場を提供する。

（実習内容）

第3条 乙は、甲が主催又は指定するイベント事業（以下「事業」という。）に実習生を派遣し、実習生は、事業の中で地域住民等との交流を深め、自身が置かれる場の状況や地域の文化を理解し、それに適したコミュニケーションの在り方を学ぶものとする。なお、実習生を受け入れる事業を変更する場合は、甲と乙が協議のうえ決定する。

（受入期間）

第4条 受入れの時期は通年とし、期間については、甲と乙が協議のうえ決定する。

（全体計画書の提出）

第5条 乙は、事前に、実習の全体計画書を、甲へ提出しなければならない。

（実施計画書の提出）

第6条 乙は、実習の開始前までに、実習に係る実施計画書と実習生の氏名を、事業ごとに甲へ提出しなければならない。

（実施報告書の提出）

第7条 乙は、実習の終了後に、実習の実施報告書を、甲へ提出しなければならない。

（実習生の身分）

第8条 実習生は、乙の学生としての身分を有する。

（報酬等）

第9条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。

（実習に専念する義務）

第10条 実習生は、甲の職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第11条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第12条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

（実習における事故責任等）

第13条 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 甲は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、乙及び実習生が自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、乙及び実習生は甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は、一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が、第三者に対して損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は、当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

（実習の中止）

第14条 甲は、諸事情により事業を中止する場合、又は実習生が前第10条の規定に違反した場合は、実習を中止することができる。その場合、甲は、乙にその旨を通知するものとする。

（有効期間）

第15条 本覚書は、甲と乙が署名した日から発効し、有効期間は令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲または乙から異議の申し立てがない場合は、1年毎に自動更新する。

（その他）

第16条 本覚書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和5年4月4日

（甲）弘前市長

櫻田 宏

（乙）国立大学法人弘前大学医学部保健学科長

齋藤 陽子